

○大田原市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

平成28年7月13日

改正

平成28年12月22日

平成29年10月1日

令和5年4月1日

大田原市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

本方針は、大田原市における個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いを確保するために定めるものとする。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

大田原市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱うものとする。

番号法及び番号条例においては、特定個人情報の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、関係規程等を整備し、職員等に順守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱うものとする。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱うものとする。

（1）法令順守

特定個人情報の適正な取扱いに関する下記の法令等を順守するものとする。

ア 番号法

イ 番号条例

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

エ 大田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第31号）

オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

カ 大田原市情報セキュリティの基本方針を定める規程（平成28年訓令第3号）

キ 大田原市情報セキュリティ対策基準（平成28年4月1日実施）

ク 大田原市特定個人情報に関する安全管理措置に関する要領（平成28年10月1日実施）

ケ 報酬等の支払事務における個人番号の取扱いに関する要領（平成28年4月1日実施）

（2）安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

（3）適正な利用、収集、保管、提供、廃棄及び目的外利用の禁止

特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報は、速やかに廃棄を行うものとする。また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

（4）委託及び再委託

特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき大田原市が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

（5）継続的改善

特定個人情報の保護に関する関係規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

附 則（平成28年12月22日）

この基本方針は、平成28年12月22日から実施する。

附 則（平成29年10月1日）

この方針は、大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第20号）の施行の日から実施する。

附 則（令和5年4月1日）

この事務管理例規は、令和5年4月1日から実施する。